

年休の取得時季の指定でプラスワン休暇を★

～年次有給休暇取得促進のための工夫～



取組事例紹介

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」「36協定上限引下げ★」に該当

業種：製造業 従業員数：80名

年次有給休暇の取得率を向上し、残業時間も短縮するため、年次有給休暇の計画的付与制度を導入した。

- ◆計画的付与制度導入時は次の事項について労使協定を締結する必要がある。
 - 対象労働者の範囲
 - 対象となる年次有給休暇の日数(有給休暇の日数のうち5日を超える部分のみ)
 - 計画的付与の具体的な方法(付与日等)
 - 対象となる年次有給休暇を持たない者の扱い等

【例：就業規則等変更費用（社労士経費等）助成】
 ○時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）
 助成率最大 80%かつ
 上限額最大 150万円
 ◆助成金には一定の要件があります。

ゴールデンウィークやシルバーウィークなどの飛び石連休の出勤日に年次有給休暇を取得させることで企業の負担を減らしながら、長期休暇を確保できる。



**就業規則の変更
経費に助成あり！**

- ・労働者は長期休暇を取得することにより、健康増進・リフレッシュをすることができる。
- ・助成金により、活用した社労士のアドバイスに基づき、年次有給休暇取得と併せて、労働時間削減を行い、36協定の上限を見直した※。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、

「愛知県働き方改革推進支援センター（平成30年度実施機関：愛知県社会保険労務士会）」で相談を受け付けています。

■ 本 部：名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所：豊橋市花田町字石塚42-1（豊橋商工会議所内）

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com